平成２２年（フ）第１０２号
広島県福山市今津町７丁目10番10号
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２５３号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地23棟103号
債務者　高橋　伶子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７０号
東京都あきる野市舘谷90番地２ローズマンション五日市104号
債務者　細田　孝史
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７１号
東京都あきる野市舘谷90番地２ローズマンション五日市102号
債務者　細田　　昭
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７２号
東京都あきる野市舘谷90番地２ローズマンション五日市104号
債務者　細田眞理子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３７３号
東京都あきる野市舘谷90番地２ローズマンション五日市102号
債務者　細田　始江
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４１３号
東京都日野市三沢１丁目33番地の２サンハウス203
債務者　山本　美子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２１号
東京都八王子市別所２丁目30番地２―202
債務者　秋元久美子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８５号
静岡県浜松市天竜区山東2834番地の１の１、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島316番地の５
債務者　中村征記子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
静岡県浜松市東区丸塚町117番地の５
債務者　石川　文也
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
静岡県浜松市南区飯田町391番地　アルテール飯田106
債務者　望月マルミ
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
広島県福山市神村町3710番地　シャングリラM102、前住所広島県福山市水呑町4827番地
債務者　城平　一也
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５４号
青森県五所川原市若葉３丁目11番１号　県営住宅Ｋ－３
債務者　秋田　　仞
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
青森市幸畑４丁目１番３号
債務者　三浦　和文
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
青森市幸畑４丁目１番３号
債務者　三浦まり子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係